

令和7年10月7日

横浜市建築局
局長 樹岡 龍太郎 殿
宅地審査部
部長 榊原 純 殿
宅地審査課
課長 高橋 寛雄 殿

開発行為許可申請を行った施工業者の本件工事に係る
宅地造成等の土木工事の施工能力不足について(その2)

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民



冠省 何時も市民のためにご尽力いただき感謝する。

さて、「開発行為許可申請を行った施工業者の本件工事に係る宅地造成等の土木工事の施工能力不足について」との書簡(令和7年10月1日付け)の内容を確認したか否かにつき、本日、午前10時45分ごろ、宅地審査課の[REDACTED]係長に対し、架電したところ「拝見しています。」との回答を得た。

その書簡の最も重要な記載部分である、開発行為の許可申請を行った「レジテックコーポレーション」の宅地造成などの土木工事に関する施工能力の審査に関し、[REDACTED]係長に尋ねたところ、その業務を行うのは調整区域課の[REDACTED]係長と教示された。

本日、午後1時過ぎに、調整地域課の[REDACTED]係長に、10月1日付けの書簡を見たかどうかも含め、お話を伺ったところ、「先週、[REDACTED]係長を通し、書簡の情報は頂戴しています。」との回答であった。そこで、「開発行為の許可申請を行ったレジテックコーポレーションの本件土木工事に関する施工能力の見極めをどのように審査しているのか？」

とお聞きしたところ、■■■■係長から「私は事務官なので、技術的な審査は出来ません。」「主に添付資料のチェックなどをしてはいますが、過去の工事履歴を見て、本件申請工事が出来るか否かの確認は、技術職の■■■■係長が行います。」と回答したものである。

そうすると、本日の午前中の■■■■係長の説明は、本来行うべき、「本件土木工事をレジテックコーポレーションが技術的に出来るか否かの審査」を、事務職の■■■■係長に丸投げした発言となる。即ち、住民は、本件審査がスルーされていると危惧する。

横浜市の行政において、技術職と事務職が、それぞれの専門知識に応じて分担・区分けして職務を遂行していることは、市民として十分理解するが、技術職が行うべき本件宅地造成等の土木工事の施工能力に関し、まるで他人事のように事務職の■■■■係長が行っているとの■■■■係長の説明は、虚偽であり到底看過できないものである。

近隣住民は、建築主FJネクストのグループ企業である、従業員数30名程度の建築専門の会社が、本件のような大規模の宅地造成を含む土木工事を出来るはずもないと考える。更には、本件開発行為は、敷地も広大な上に、切土・盛土工事を伴い、かつ、前面道路が急傾斜であるところに擁壁の積み替え工事が存在するものである。

なお、今まで、本件開発事業に係る関係書類の多くに虚偽が存在していることから、この度、開発行為許可申請にレジテックコーポレーションの土木工事の工事履歴の記載があっても、それを鵜呑みにすることなく、審査することを再度要請する。再掲すると、大規模な土木工事の経験がないレジテックコーポレーションが、本件開発許可申請に関し、添付している「土木工事の工事履歴」の記載については、厳正なチェックと審査を行わないと、後に、工事が頓挫し、大きな災害を引き起こす素因があることから、「土木工事の施工能力に関する審査」に関しては、厳重、かつ、慎重な審査をされたい。

また、近隣住民が、旧知である複数の建設会社に問い合わせたところ、レジテックコーポレーションが、過去に、造成工事及び擁壁の積み替え等の大規模土木工事を行っていたこと(下請け含む)はないとの回答があったことを付言する。

横浜市長からの本件に係る開発行為の許可がなされた際は、工事の技術的な施工能力に関する基準を満たしているか否かを確認するため、その決裁書類の開示請求を行う用意がある。無論、満たしていないと思料する場合は、開発行為の許可の取り消しに係る審査請求を行うことは、言うに及ばない。

本書簡に関しては、本日、磯子区選出の■■■■市議と協議・相談の上、作成したことを付言する。12月の請願書審査の対象となることにも留意されたい。 以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて(公職者は除く)、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。また、樹岡局長からの回答書もホームページに掲載することを申し添えます。